院内感染に関する取り組み

1. 基本方針

三次地区医療センターは、患者さま及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染予防と感染制御の対策に取り組んでいます

2. 感染防止のための組織体制と機能

1)感染対策委員会

感染対策に関する方針を決定し、具体的な対応について協議するため院内感染対策委員会を設置しています。この委員会は、院内感染に関わる事項の意思決定機関として、各部門の構成員で組織されています

2) 感染制御チーム(ICT) 対策の実働組織として ICT を設置しています

3. 感染対策に関する活動

感染対策委員会と ICT が協働して、以下のような活動を行っています

- ■感染防止対策のための職員研修
- ■感染防止マニュアルの整備と職員への周知
- ■病原体の検出状況、抗菌薬の使用状況についての情報収集と分析
- ■抗菌薬適正使用の推進
- ■ICT 院内ラウンドによる療養環境や予防策の遵守状況の確認
- ■院内感染発生時の情報収集と調査・分析、拡大防止策の協議
- ■感染症、耐性菌サーベイランス
- ■患者さまへの情報提供

三次地区医療センター 感染対策委員会